

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 7 日

中国経済産業局長 實國 慎一 殿

府中市長 小野 申人

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、府中味噌、府中家具といった地域ブランドの確立や、非鉄金属、旋盤チャック、ラジコンヘリコプターなどの工業製品が、全国・世界へ販路を開拓し、ものづくり産業を中心に発展してきたまちである。第二次産業は、現在も本市の主要産業であり、県内23自治体中で1番高い割合である反面、比率は年々低下傾向にある。本市全体の人口は、昭和45年をピークに、その後は少子化や若年層の市外流出により人口は減少に転じており、今後も減少傾向で推移すると見込んでいる。現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対して設備投資補助事業等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、備後圏域（中核市である福山市を中心とした8市町による圏域）の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

府中市の産業は、産業別就業人口では製造業が突出して高いものの、農林水産業、医療・福祉、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が府中市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

府中市の産業は、駅周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、府中市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

府中市の産業は、産業別就業人口では製造業が突出して高いものの、農林水産業、医療・福祉、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が府中市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。